



2019年11月18日

各 位

会 社 名 株式会社ディ・アイ・システム
代表者名 代表取締役社長 長田 光博
(コード番号:4421 東証JASDAQ)
問 合 せ 先 常務取締役 関亦 在明
(T E L . 0 3 - 6 8 2 1 - 6 1 2 2)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年12月20日開催予定の第23期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 新たに会長職を置き、社長との代表取締役2名体制で、経営体制の一層の充実と強化を図り、持続的成長と企業価値の向上を目指すため、現行定款第23条（代表取締役及び役付取締役）2項の定めを変更するものであります。
- (2) (1)の変更に伴い、株主総会及び取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第14条（招集権者及び議長）及び現行定款第24条（取締役会の招集権者及び議長）の定めを変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第22条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役社長1名</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第25条～第44条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>1. この定款変更は<u>平成30年8月1日</u>から実施する。</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、</u>取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第25条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>1. この定款変更は<u>2019年12月20日</u>から実施する。</p>

3. 日程

定時株主総会開催日：2019年12月20日

定款変更の効力発生日：2019年12月20日

以 上